賃金等の変動に対する

工事請負契約書第２６条第６項（インフレスライド条項）

運用マニュアル（暫定版）

平成２６年８月

（平成 26 年 9 月改定）

建設緑政局総務部技術監理課

はじめに

本マニュアルは、川崎市工事請負契約約款（以下「約款」という。） 第26 条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）について、平成26年1月30日付け（国土入企第２９号）「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」及び平成26年1月30日付け（国地契第５７号）「賃金等の変動に対する工事請負契約書第 26 条第 6 項の運用について」（以下「本通達」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての運用の考え方を整理したものである。

本マニュアルにおいて、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、主管課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

なお、本マニュアルは、平成26年1月30日の国土交通省からの通達に伴い、作成しているため、今後、新たな通達が発信された場合は、その通達に規定されている内容に準拠すること。また、本マニュアルは原則、増額スライドを基本に記載している。

１．適用対象工事

（１）インフレスライド条項に該当する工事
（２）インフレスライド条項の請求は、２．（３）に定める残工期が２．（２）に定める基準日から２ヶ月以上あること。
（３）発注者及び受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とする。

①（３）の賃金水準の変更がなされた時とは、契約課の通知（国土交通省の通達）に基づく。

② 全体スライド、単品スライド及びインフレスライドの違い

項目		全体スライド（契約書第 26 条第１項から第４項）	単品スライド（契約書第 26 条第５項）	インフレスライド（契約書第 26 条第６項）
適用対象工事		工期が 12 ヶ月を超える工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事	すべての工事 （国土交通省から運用通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事）	すべての工事 但し、基準日以降、残工期が 2 ヶ月以上ある工事 （国土交通省から通達発出日時点で継続中の工事及び新規契約工事）
請負額変更の方法	対象	請負契約締結の日から 12 ヶ月経過した基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く全ての資材（鋼材類、燃料油類等）	国土交通省から通達に基づき、賃金水準の変更がなされた日以降の基準日以降の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者の負担	残工事費の１．５％	対象工事費の１．０％	残工事費の１．０％
	再スライド	可能 （全体スライド又はインフレスライド適用後、12 ヶ月経過後に適用可能）	なし	可能 （国土交通省から通達に基づき、賃金水準の変更がなされる都度、適用可能）

２．請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

（１）請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。

（２）基準日：請求があった日から起算して、14 日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とする。

（３）残工期：基準日以降の工事期間とする。

① 請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日（請求があった日から起算して、14 日以内に定める日）から２ヶ月以上必要であることに留意すること。

また、スライド条項の適用は、財政局契約課から通知が発出され、賃金水準が変更された日以降に請求可能となる。遡りは、原則認めないこととする。

② 基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日から 14 日以内の範囲で定める。

③ 残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等により工期延期が明らかな場合には、その工期延期期間を考慮することができる。

例えば、年度末（平成 26 年 3 月 31 日）までの履行期限の工事で、当初より繰越を予定している工事は、賃金水準の変更がなされた時に、発注者と受注者が協議した延長する工期で残工期を判断する。

- 平成 26 年 2 月 13 日（事務連絡）川崎市工事請負契約約款第 26 条第 6 項の運用について
- 川崎市工事請負契約約款第 26 条第 6 項～第 8 項に伴う実施フロー
- 工事打合せ書（記載例１）

３．スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとする。

① スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、工事打合せ書（記載例２、様式１－１及び１－２）により行うこととする。

また、基準日設定後に新たに賃金水準が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から２ヶ月以上ある場合には、その都度スライド協議の請求をすることができる。

なお、直近の賃金水準の変更から次の賃金水準の変更の間における発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、１回を基本とする。

② スライド対象の確認

スライド判定にあたっては、原則、設計変更（精算を含む）を行った上で、基準日におけ

る出来高部分を控除した変動前と変動後の残工事請負代金額により判定することを基本とする。

基準日にスライド対象の確認を行わない理由は、基準日における契約工事数量と設計変更（精算を含む）時の変更工事数量には当然増減があり、残工事量（出来形部分に相応する請負代金を控除した額）も増減するため、適切なスライド額が算定されないためである。

③ スライド額協議開始日について

監督員は、協議開始予定日を定め、約款第26条第8項の規定に基づき、請求日から7日以内に受注者へ工事打合せ書（記載例3及び様式2）で指示をする。

協議開始予定日は、前項②の記述のとおり、スライド対象の判定が設計変更（精算を含む）時とするため、概ね履行期限の1ヶ月前を目安に協議開始予定日を設定すると良い。

工期延期が生じた場合は、工事打合せ書で、指示した協議開始予定日を変更すること。

なお、スライド協議の請求があった日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合は、受注者は、協議開始の日を定め発注者に通知することができるので、注意されたい。

4．請負代金額の変更

（1）賃金等の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の100分の1に相当する金額を超える額とする。

（2）増額スライド額については、次式により行う。

$$S_{増}=[P_2-P_1-(P_1\times 1/100)]$$ ・・・式1

この式において、S増、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S増：増額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

（$P=\Sigma(\alpha\times Z)$、α：単価合意比率又は請負比率、Z：官積算額）

（3）減額スライド額については、次式により行う。

$$S_{減}=[P_2-P_1+(P_1\times 1/100)]$$ ・・・式2

この式において、S減、P1及びP2は、それぞれ次の額を表すものとする。

S減：減額スライド額

P1：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出したP1に相当する額

（$P=\Sigma(\alpha\times Z)$、α：単価合意比率又は請負比率、Z：官積算額）

（4）スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

なお，P_2の算定にあたっては，基準日における適切な工事価格を算出するため，基準日における諸経費率を用いるものとする。（土木工事標準積算基準書）

① 受注者の負担割合（以下「負担額」という。）

受注者の負担割合については、約款第 30 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100 分の 1」としている。（国土交通省の解釈）

② 積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

③ 基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

特別調査又は見積価格採用単価は、再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合があり、かつ再見積は、適切な価格が得難い可能性があるため、原則当初積算時の価格とする。

ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きいなど、受注者との協議が整わない場合は、類似単価の物価変動率による算定や、特別調査、再見積を検討する必要がある。

④ 新規追加工種について

設計変更における新規追加工種の単価使用年月は、変更指示時点である。変更指示時点が基準日の前後では、その取り扱いが異なる。

新規追加工種の場合も、物価水準の変動による単価の使用年月は、一般的には、次のように考えられる。

（ア）変更指示時点 ＜ 基準日（基準日の前に変更指示した場合）

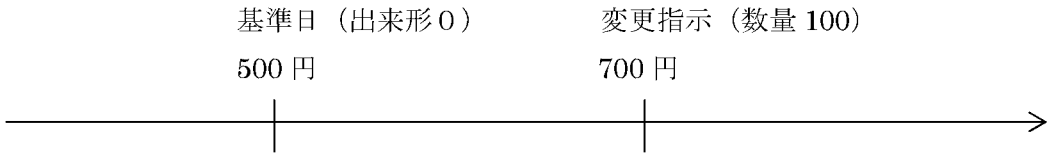
- 出来形部分の単価：変更指示時点の単価使用年月
- 残工事のスライド前単価：変更指示時点の単価使用年月
- 残工事のスライド後単価：基準日の単価使用年月

（イ）基準日 ＜ 変更指示時点（基準日の後に変更指示した場合）

- 出来形部分の単価：変更指示時点の単価使用年月
- 残工事のスライド前単価：変更指示時点の単価使用年月
- 残工事のスライド後単価：基準日の単価使用年月

しかし、（イ）の基準日の後に変更指示した場合、残工事のスライド前単価は基準日以降の変更指示時点であり、残工事のスライド後単価は変更指示時点以前の基準日の単価となる。

事例で示すと次のようになる。



	数量	単価	金額	摘要
当初設計	—	—	—	
設計変更	１００	７００	70,000	変更指示時点の単価
出来高	0	７００	0	基準日の出来形＝０
物価変動前残工事（P1）	１００	７００	70,000	変更指示時点の単価
物価変動後残工事（P2）	１００	５００	50,000	基準日の単価

式１に代入すると

Ｓ増＝［Ｐ２－Ｐ１－（Ｐ１×1/100)］

＝50,000－70,000－70,000×1/100

＝△20,700

つまり（イ）の基準日の後に変更指示した場合は、マイナススライド額となってしまう。

従って、この場合の取扱いを次のとおり運用する。

運用ルール　基準日の後に新規追加工種を変更指示した場合は、その新規工種は出来高部分と見なし、スライド額算定の対象外（残工事としない）とする。

●運用ルールとした場合

	数量	単価	金額	摘要
当初設計	—	—	—	
設計変更	１００	７００	70,000	変更指示時点の単価
出来高	１００	７００	70,000	基準日の出来形＝100
物価変動前残工事（P1）	0	７００	0	変更指示時点の単価
物価変動後残工事（P2）	0	５００	0	基準日の単価

‘④’ 同一若しくは類似工種の変更事項について【注意事項】

設計変更における同一若しくは類似工種の変更事項の単価使用年月は、既契約時点である。変更指示時点が基準日の前後でも、取り扱いは同じであるが、④の新規追加工種における（イ）（基準日の後に変更指示した場合）と相違があるため注意が必要である。

（ウ）基準日 ＜ 変更指示時点（基準日の後に変更指示した場合）

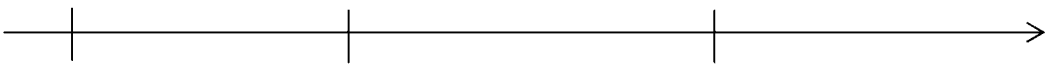
- 出来形部分の単価：既契約時点の単価使用年月
- 残工事のスライド前単価：既契約時点の単価使用年月
- 残工事のスライド後単価：基準日の単価使用年月

基準日の後に変更指示した場合、残工事のスライド前単価は既契約時点であり、残工事のスライド後単価は基準日の単価となるので、運用ルールは適用しない。

事例で示すと次のようになる。

既契約時点　　基準日（出来形０）　　変更指示（数量 100）

400 円　　500 円



	数量	単価	金額	摘要
当初設計	—	—	—	
設計変更	１００	４００	40,000	変更指示時点の単価
出来高	０	４００	0	基準日の出来形＝０
物価変動前残工事（P1）	１００	４００	40,000	変更指示時点の単価
物価変動後残工事（P2）	１００	５００	50,000	基準日の単価

式１に代入すると

Ｓ増＝［Ｐ２－Ｐ１－（Ｐ１×1/100)］

＝50,000－40,000－40,000×1/100　＝9,600

⑤ 業務委託料

業務委託料は、スライド額算定の対象とする。

⑥ 総価契約単価合意方式適用工事の場合について

Ｐ１は、直近の合意単価（包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

Ｐ２は、基準日における官積算単価に直近の合意比率を乗じた単価（包括合意の場合は、官積算単価に直近の請負比率を乗じた単価）を用いて算出する。

５．出来高数量の確認

（１）基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、設計内訳書に対応して出来高確認を行うものとすること。

（２）現場搬入材料については、認定したものは出来形数量として取り扱うこと。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うものとする。

① 工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。

② 基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。

③ 契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。

（３）設計内訳書で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。

（４）出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。

（５）受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。

（６）基準日までに変更契約を行っていないが先行指示されている設計量については、スライドの対象とすることができる。

① 出来形数量等の確認の準備について

出来形の確認に際し、出来形確認用図面、出来形確認用調書（図面及び金抜き設計書に出来形数量を記載）を基準日までに作成するよう、監督員は受注者へ工事打合せ書で指示する。

② 出来形数量等の確認時期について

監督員は、請求日から１４日以内に定めた基準日に、出来高の確認を行う。

③ 出来形数量確認の立会い

監督員は、受注者が作成した出来形確認用図面及び出来形確認用調書を基に、一般監督員と主任監督員若しくは総括監督員など複数の監督員で、現場立ち会い出来形を確認する。

④ 出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本マニュアル 「５．出来高数量の確認」に基づき実施することを基本とする。出来形数量は受発注者で確認し、出来形確認用図面及び出来形確認用調書に記載する。

⑤ 出来形数量の確定について

④で記載した出来形確認用図面及び出来形確認用調書は、工事打合せ書で取り交わす。

６．変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、原則、精算変更時点に行う。

① 変更契約の時期について

スライド判定にあたっては、原則、設計変更（精算を含む）を行った上で、基準日における出来高部分を控除した変動前と変動後の残工事請負代金額により判定することを基本とする。従って、スライド額に係る契約変更は、原則、精算変更時点に行う。

７．全体スライド及び単品スライド条項の併用

（１）契約書第 26 条第１項から第４項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本運用によるスライドを請求することができる。

（２）本運用に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第 26 条第５項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

① 契約書第 26 条第６項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。

② また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の１％、後者においては対象工事費の１％、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

③ このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の１％を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の１％をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る１％分の負担を求めないこととした。

④ さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

（様式１－１）

平成　　年　　月　　日

（発注者）川崎市長　様

住所
商号又は名称
代表者名　　印

工事請負契約書第２６条第６項の規定による契約金額の変更について（請求）

平成　　年　　月　　日付けで契約締結した下記の工事については、賃金水準等の変動により契約金額が不適当となったため、工事請負契約書第２６条第６項の規定により契約金額の変更を請求します。

記

１　工　事　名
　　（契約番号）　　（　　）
２　契 約 金 額　　￥
３　契　約　日　　平成　　年　　月　　日
４　工　　期　　平成　　年　　月　　日から平成　　年　　月　　日まで
　　（工期延期予定　平成　　年　　月　　日まで）
５　工 事 場 所
６　希望基準日　　平成　　年　　月　　日
７　概算スライド額(税込み)　￥
８　概算変動前残工事金額　　￥
（概算変動前残工事金額とは、契約金額から当該請求日における既済部分に相応する契約金額を控除した額　Ｐ１）

※　希望基準日は、この請求を提出する日から起算して 14 日以内とする。
※　別紙「概算スライド額調書」（様式１－２）を添付する。
※　変更請求概算額及び概算変動前残工事金額については、精査の結果によっては、変更となることがある。
※　工期又は工事内容の変更について先行指示があるが、契約変更が済んでいない場合には、その旨を確認するための協議を済ませておくこと。

（様式１－２）

概算スライド額調書

工　　事　　名 （契　約　番　号）	（　　）
契　　約　　金　　額	円　（税込み）
出　　来　　高	．　％
出　来　高　額 (既済部分に相応する契約金額)	円（税抜き）
変動前残工事金額 （Ｐ１）	円（税抜き）
変動後残工事金額 （Ｐ２）	円（税抜き）

○スライド額（Ｓ）＝　Ｐ２　－　Ｐ１　－（　Ｐ１　×１／１００）
＝　－　－（　×１／１００）
＝　－
＝

Ｐ１　：　変動前残工事金額
（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額）
Ｐ２　：　変動後残工事金額
（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額）

スライド額＝　（Ｓ）　×（消費税及び地方消費税の税率）＝
（税込み）

※　出来高、出来高額、変動前残工事金額及び変動後残工事金額については、概算とする。
ただし、精査の結果によっては、これらを変更することがある。

（様式２）

平成　　年　　月　　日

工事請負契約書第２６条第６項の請求に係る基準日について

平成　年　月　日付けで請求のあった「工事請負契約書第２６条第６項の規定による契約金額の変更（請求）」については、下記のとおり基準日を定めます。

記

１　工事名
（契約番号）　　（　　）

２　基準日　　平成　　年　　月　　日

３協議開始予定日　　平成　　年　　月　　日

＊基準日おいては出来形確認用図面、出来形確認用調書（図面および金抜き設計書に出来形数量を記載）を作成し、監督員と出来形確認の立会いを行ないます。

＊確認後出来形確認用図面、出来形確認用調書を工事打合せ書で提出してください。

（様式３－１）

平成　　年　　月　　日

工事請負契約書第２６条第６項に基づく契約金額の変更について

平成　年　月　日付けで請求のあった「工事請負契約書第２６条第６項の規定による契約金額の変更について（請求）」について、工事請負契約書第２６条第７項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

御異議のないときは、協議期限までに承諾書を提出してください。

なお協議期限までに協議が整わない場合にあっては発注者が定め受注者に通知します。

記

１　工事名

（契約番号）　（　　）

２　スライド額（税込み）　￥．－

３　協議開始日　　平成　　年　　月　　日

４　協議期限　　平成　　年　　月　　日

＊協議期限は協議開始日を含み１４日以内です。期限の末日が市の休日に該当するときは、その翌日（休日が連続した場合は最終休日の翌日）まで期限を延長できます。

（様式３－２）

スライド額調書

工　　事　　名	
請　負　代　金　額	円　（消費税含まず）
	円　（消費税含む）
設　計　書　金　額	円　（消費税含まず）
	円　（消費税含む）
工　　期	自　　平成　　年　　月　　日
	至　　平成　　年　　月　　日
基　　準　　日	平成　　年　　月　　日
出　来　高　額 （既済部分に相応する契約金額）	円（税抜き）
変動前残工事金額 （Ｐ１）	円（税抜き）
変動後残工事金額 （Ｐ２）	円（税抜き）
スライド額（税込み）	円（税込み）

○スライド額（Ｓ）＝　Ｐ２　―　Ｐ１　―（　Ｐ１　×１／１００）
＝　―　―（　×１／１００）
＝　―
＝

Ｐ１　：　変動前残工事金額
（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額）
Ｐ２　：　変動後残工事金額
（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額）

スライド額＝　（Ｓ）　×（消費税及び地方消費税の税率）＝
（税込み）

（様式４－１）

平成　年　月　日

工事請負契約書第２６条第６項に基づく請負代金額の変更について

平成　　年　　月　　日付け請求のあった「工事請負契約書第２６　条第６項に基づく請負代金額の変更(請求)」について、工事請負契約書第２６条第７項の規定に基づき、下記のとおり協議します。

なおご異議のないときは、協議期限までに承諾書を提出してください。

記

１	工　事　名	工事
２	スライド変更適否	スライドの適用が認められない
３	理 由	スライド額が対象工事費の１．０％を超えないため
４	協議開始日	平成　　年　　月　　日
５	協議期限	平成　　年　　月　　日

＊協議期限は協議開始日を含み１４日以内です。期限の末日が市の休日に該当するときは、その翌日（休日が連続した場合は最終休日の翌日）まで期限を延長できます。

（様式４－２）

スライド額（不認定）調書

工　　事　　名	
請　負　代　金　額	円　（消費税含まず）
	円　（消費税含む）
設　計　書　金　額	円　（消費税含まず）
	円　（消費税含む）
工　　期	自　　平成　　年　　月　　日
	至　　平成　　年　　月　　日
基　　準　　日	平成　　年　　月　　日
出　来　高　額 （既済部分に相応する契約金額）	円（税抜き）
変動前残工事金額 （Ｐ１）	円（税抜き）
変動後残工事金額 （Ｐ２）	円（税抜き）
スライド額（税込み）	０　円（税込み）

○スライド額（Ｓ）＝　Ｐ２　―　Ｐ１　―　（　Ｐ１　×１／１００）
＝　―　―　（　×１／１００）
＝　―
＝

Ｐ１　：　変動前残工事金額
（契約金額から当該請求時の既済部分に相応する契約金額を控除した額）
Ｐ２　：　変動後残工事金額
（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事金額に相応する額）

スライド額＝　（Ｓ）　×（消費税及び地方消費税の税率）＝　≦０
（税込み）

（様式５）

平成　　年　　月　　日

（発注者）川崎市長　様

住所
商号又は名称
代表者名　　印

承　諾　書

平成　　年　　月　　日付により協議があったスライド額については、下記のとおり承諾します。

記

１　工　事　名
(契約番号)　　（　　）

２　スライド額（税込み）　　￥.

（様式６）

○○川○○第○○号
平成　　年　　月　　日

受注者　あて

川崎市長　福　田　紀　彦

工事請負契約書第２６条第７項の規定によるスライド額（通知）

平成　　年　　月　　日付によりスライド額の協議をしましたが、協議が整わず、平成　　年　　月　　日の協議期限までに承諾をいただけませんでした。

ついては、工事請負契約書第２６条第７項の規定により、スライド額を下記のとおり定めたので通知します。

記

１　工事名
（契約番号）　（　　）

２　スライド額　（税込み）￥　.